

新兵庫県地球温暖化防止推進計画改訂（案）について（概要）

1 趣旨

兵庫県では、環境の保全と創造に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成12年7月に、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画（以下「計画」という。）」を策定し、平成22年度における温室効果ガスの排出量を平成2年度に比べて6%削減する目標を定め、県民、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策を推進してきました。

本計画では、5年後に中間見直しを行うこととしていたことや、国が平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」を策定したことから、本計画の改訂を行うこととしました。

2 課題

平成16年度に本計画について検証を行ったところ、温暖化防止対策が現状で推移した場合、平成22年度における県下の温室効果ガス総排出量は、基準年度に比べて3.1%の増と見込まれ、目標を達成するためには、より一層の対策の強化が必要であることがわかりました。

また、兵庫県の温室効果ガス排出量は、産業の占める割合が高いこと、また、民生、運輸部門での伸びが高いことから、これらの部門ごとの削減量を明らかにし、取り組みを強化していく必要があります。

3 兵庫県における温室効果ガスの排出状況と将来推計

兵庫県における温室効果ガスの排出量は、平成14年度には、73,991kt-CO₂と基準年度（平成2年度）の73,033 kt-CO₂に比べて、1.3%増加しており、平成22年度は、3.1%の増と見込まれています。

表1 本県の温室効果ガス排出量の現況と将来推計

| | | 基準年度H2 (kt-CO ₂) | H13 (kt-CO ₂) | H14 (kt-CO ₂) | H22 現状対策 (kt-CO ₂) | 増加率(H2 H22) | |
|-----------------|----------|---------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|-------------|-----|
| | | | | | | (%) | |
| | | | | 区分内 | | | |
| CO ₂ | 産業 | 47,670 | 47,839 | 48,294 | 43,833 | | 8.0 |
| | 民生(家庭) | 5,991 | 6,778 | 7,226 | 8,937 | 49.2 | |
| | 民生(業務) | 2,490 | 2,548 | 2,741 | 4,091 | 64.3 | |
| | 運輸 | 8,613 | 8,894 | 9,048 | 9,835 | 14.2 | |
| | エネルギー転換等 | 3,476 | 2,825 | 2,867 | 3,355 | 3.5 | |
| | 計 | 68,240 | 68,884 | 70,176 | 70,051 | 2.7 | |
| メタン、一酸化二窒素、フロン類 | | 4,793 | 3,732 | 3,814 | 5,208 | 0.6 | |
| 合計 | | 73,033 | 72,615 | 73,991 | 75,259 | 3.1 | |
| 基準(1990)年度比(%) | | - | 0.6 | 1.3 | 3.1 | - | |

4 京都議定書目標達成計画を踏まえた兵庫県の削減目標

県は、平成 22 年度における温室効果ガス排出量を基準年度（平成 2 年度）比 6 %削減することを目標としていますが、平成 22 年度における温室効果ガス排出量が基準年度に比べて 3.1%増加すると予測されますので、合計 9.1%の削減が必要となっています。

このうち森林吸収 と京都メカニズム については、全国レベルで実施し、評価すべきものであることから、温室効果ガスの排出削減は、国と同様、9.1%から 5.5%分を差し引いた 3.6%以上の削減が必要となっています。

表 2 区分毎の温室効果ガス削減内訳

| | 県 | 国 |
|----------------------|----------------------------------|------------------------------|
| | 新兵庫県地球温暖化防止推進計画改訂(案) | 京都議定書目標達成計画 |
| 目標 | 2010年度の温室効果ガス排出量を、1990年度に比べて6%削減 | 2008年～2012年の第1約束期間に基準年から6%削減 |
| 2010年度の温室効果ガス排出量(推計) | 1990年度に比べて3.1%増加 | 1990年度に比べて6.0%増加 |
| 2010年度における要削減量 | ▲9.1% | ▲12.0% |
| (内訳) | 温室効果ガス | ▲3.6% |
| | 森林吸収源 | ▲3.9% |
| | 京都メカニズム | ▲1.6% |

5 対策の推進

「京都議定書目標達成計画」を勘案し、国の施策と連携した施策を実施することに加え、兵庫県独自の施策として、条例による温室効果ガス排出抑制計画の対象を拡大、太陽光発電設備を設置する際の支援制度の創設、エコハウスなどを活用した環境学習・教育の充実など総合的に温暖化対策を推進することにより目標を確実に達成します。

具体的には、以下の5つの重点項目・10の重点施策を中心に展開します。

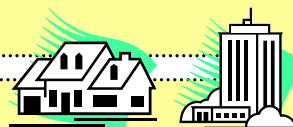
重点項目 1 条例による排出抑制計画に基づく削減対策の促進

環境の保全と創造に関する条例に基づき、一定規模以上のエネルギー多量消費事業者に対し、温室効果ガス排出抑制計画の策定及び措置結果の報告を義務づけ、事業者の自主的取組を促進



重点項目 2 家庭や企業での省エネルギー行動などの推進

兵庫県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員などによる家庭でのライフスタイルの改善促進
ISO14001、エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの導入、関西広域連携協議会との連携によるエコオフィスの推進などによる企業でのワークスタイルの改善に係る普及啓発



重点項目3 自治体による率先した取組の推進

市町での実行計画 策定及び計画に基づく取組の実施

環境率先行動計画（ステップ3） による県自らの率先取組の実施

重点項目4 自動車から排出される二酸化炭素排出抑制のための施策の推進

低公害車 100 万台作戦の展開

アイドリングストップ をはじめエコドライブの推進



重点項目5 グリーンエネルギー の導入促進

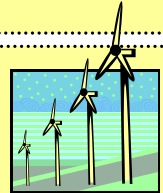
グリーンエネルギー10 倍増作戦の展開

事業所へのグリーンエネルギーの導入促進

グリーンエネルギー推進プログラム、バイオマス総合利用計画 による導入促進、

建築物環境性能評価書 の届出義務化による建築物の省エネ措置の推進

環境率先行動計画（ステップ3） による県自らの率先取組の実施（再掲）



6 目標達成の見込み

今回見直しを行った計画に掲げる重点施策等を着実に実施することにより削減目標 3.6% (2,629kt-CO₂) を上回る 3.8% (2,773kt-CO₂) の削減が見込まれます。

表3 部門別温室効果ガス削減量

| 部 門 | 対 策 | 削 減 量 (kt-CO ₂) | 割 合 (%) |
|-----------|------------------|--------------------------------|------------|
| 産業 | 条例による取組（対象追加） | 598 | 0.8 |
| 民生（家庭） | 省エネ機器の導入促進 | 840 | 1.0 |
| | 省エネ住宅の導入促進 | 327 | 0.5 |
| 民生（業務） | 条例による取組（対象追加） | 13 | 0.02 |
| | 省エネ機器の導入促進 | 142 | 0.2 |
| 運輸 | 条例による取組（新規） | 51 | 0.07 |
| | 低公害車等の普及拡大 | 354 | 0.5 |
| | 貨物輸送の効率化の推進 | 192 | 0.3 |
| グリーンエネルギー | グリーンエネルギー10 倍増作戦 | 78 | 0.1 |
| フロン等3ガス | 代替フロン類の回収・破壊促進 | 178 | 0.2 |
| 合計 | | 2,773 | 3.8 |

7 地球温暖化対策を持続的に推進するために

- (1) 目標達成に向けた推進体制を確立します。
- (2) 県、市町、事業者、兵庫県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員および県民の役割を明確にします。
- (3) 情報を積極的に公開します。
- (4) 県民、事業者、行政が重点目標を設定し、計画の進行管理を行います。

